	た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成11年度から平成27年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成11年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成11年度から平成27年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成14年度から平成27年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	Q_{13} ＝ 0.027 Q_{14} ＝ 0.043 Q_{15} ＝ 0.046 Q_{16} ＝ 0.045 Q_{17} ＝ 0.047 Q_{18} ＝ 0.046 Q_{19} ＝ 0.046 Q_{20} ＝ 0.046 Q_{21} ＝ 0.045 Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.006 Q_{26} ＝ 0.005 Q_{27} ＝ 0.002
	R_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地

	た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成11年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成11年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成11年度から平成28年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成14年度から平成28年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	Q_{14} ＝ 0.047 Q_{15} ＝ 0.046 Q_{16} ＝ 0.045 Q_{17} ＝ 0.047 Q_{18} ＝ 0.046 Q_{19} ＝ 0.046 Q_{20} ＝ 0.046 Q_{21} ＝ 0.045 Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026 Q_{26} ＝ 0.005 Q_{27} ＝ 0.002 Q_{28} ＝ 0.0025
	R_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地